

2014年4月2日

株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

みずほ銀行における『後見制度支援信託』に関する信託代理店業務の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(取締役頭取:林 信秀)は、2014年4月1日より、みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:中野 武夫)の信託代理店として、財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)(以下、『後見制度支援信託』)の取扱いを開始しました。

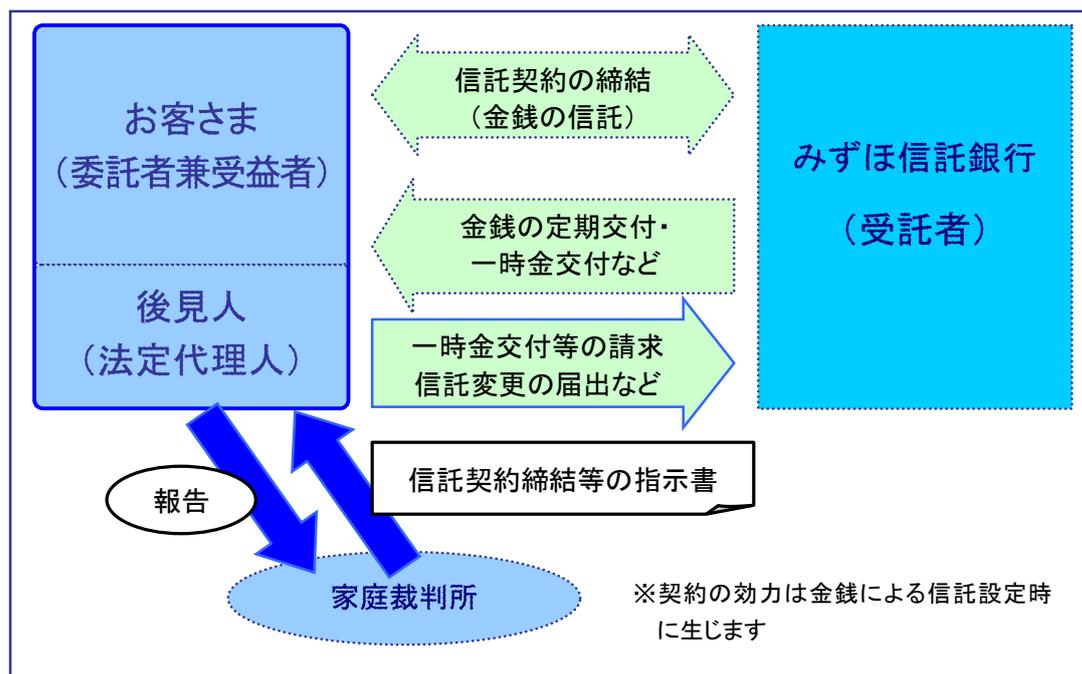
『後見制度支援信託』は、指示書(謄本)発行による家庭裁判所の一定の関与の下、被後見人の財産の管理・保護及び生活の安定を目的として信託された金銭について、元本補てんのある指定金銭信託(一般口)でお預かりするとともに、後見人が管理する被後見人名義の預貯金口座に一定額を定期的に交付する信託商品です。

『後見制度支援信託』を、みずほ銀行の全国に広がる各拠点で取り扱いすることにより、お客さまの利便性の向上を目指してまいります。

<みずほ>は、今後も、グループ一体となった総合金融サービスを通じて、お客さまのさまざまなニーズにお応えしてまいります。

以上

【後見制度支援信託の仕組み】



【商品概要】

対象	個人のお客さま(成年被後見人又は未成年被後見人)
信託の目的	受益者のために信託財産を保護しつつ、信託財産を定期的に定額で分割交付することにより、受益者の生活の安定に資することを目的とします。
お申込金額	1円以上1円単位
信託期間	5年以上
運用方法	元本補てんのある指定金銭信託(一般口、5年以上)で運用します。
元本の支払方法等	家庭裁判所発行の指示書に基づきご指定いただきます。
信託報酬	<p>《信託設定時の信託報酬》</p> <p>原則無料</p> <p>但し、信託金が1,000万円未満の場合は税込32,400円 (税抜30,000円)</p> <p>《信託期間中の事務・管理等にかかる信託報酬》</p> <p>無料</p>